

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
1. 健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等			
繰延税金資産			
1	告示第一条	繰越欠損金等に係る繰延税金資産の算入制限について新設会社を除くとされているが、告示改正案では新設会社の定義として「事業開始」後一定年数としている。この「事業開始」とは、例えば、合併会社、分社化後会社、会社更生法適用会社等において、どのように取り扱われるのか教えて頂きたい。	「事業開始」については、「保険業法第3条第1項における内閣総理大臣の免許を受けた」時点です。また、合併の場合等については、合併等の前の会社について最も古い免許を受けた時点とします。
2	告示第一条	第1条第1項の但書「ただし、事業開始後十事業年度を経過していない生命保険会社又は事業開始後五事業年度を経過していない損害保険会社については、零とする。」における「事業開始後」について、より明確化する観点から、「保険業法第3条第1項の内閣総理大臣の免許を受けた日から」といった具体的な事象に修正した方がいいのではないか。	「事業開始」については、「保険業法第3条第1項における内閣総理大臣の免許を受けた」時点ですが、具体的な修正は不要であると考えます。
その他有価証券評価差額、土地の含み損益			
3	規則第八十六条、第六十一条	ソルベンシー・マージン比率の信頼性向上の観点からは、制度の整合性の向上を図るべきであり、リスクを時価評価している中であって、分子と分母の取り扱い、および、含み損時と含み益時の取り扱い	現行制度上、その他有価証券評価差額については、マージンを保守的かつ厳格に見積もるとの観点から、損の場合に100%、益の場合に90%、としているものであり、ソルベンシー・マージン比率の信頼性向

		を整合的に評価する観点から、含み益の算入率を100%とすべきである。	上という今回の改正の趣旨に鑑みれば、益の場合について100%に拡大する改正を行う必要はないものと考えます。
保険料積立金等余剰部分			
4	告示第一条第四項	生命保険会社は、保険業法施行規則第69条第4項第4号に基づき、業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、標準責任準備金を下回る積み立てを行うことができることとされており、保険料積立金等余剰部分は、責任準備金の積立水準を引き下げること、ゴーイングコンサーンの状態において純資産の部を確保するための財源として活用できるなど、マージンとしての価値があるものと考えている。 なお、今後、経済価値ベースのソルベンシー評価への移行が行われた場合、現行法定責任準備金中に含まれる経済価値を上回る部分は、マージンとして認められるものであるとともに、現在進行中の欧州ソルベンシーⅡにおいても、当該部分はTier1として捉えられているものと認識している。 以上のことから、保険料積立金等余剰部分に対しては算入制限を課すべきではなく、中核的支払余力に算入すべきと考える。	今回の改正において、「保険料積立金等余剰部分」につきマージン算入制限を設けた趣旨は、現行のロックイン方式の標準責任準備金制度を前提に、ソルベンシー・マージン比率の信頼性向上を図ったことにあります。すなわち、現行のロックイン方式の標準責任準備金制度の下で、全期チルメル式積立金（又は解約返戻金のいずれか大きい額）を超える「保険料積立金等余剰部分」については、全期チルメル式積立金を前提とすれば、一定の損失吸収能力があることは事実ですが、標準責任準備金制度の下では、あくまで負債の一部であり、無制限にマージン算入を認めることは、適当ではないと考えます。こうしたことから、今般の見直し案では、「保険料積立金等余剰部分」につき、負債性資本調達手段等とあわせ、コア・マージンまでとする算入制限を設けたところです。なお、経済価値ベースの負債評価については、現在、国際的な動向等も勘案しながら検討しているところですが、仮に将来導入する場合には、改めて責任準備金及びマージンのあり方についても併せて見直す予定です。その場合、検討にあ

			たって幅広く御意見を伺うとともに、実施にあたり十分な準備期間、周知期間を置く等、混乱が生じないよう十分配慮していきたいと考えています。
5	告示第一条第四項	責任準備金の充実、保険会社の健全な財務基盤を確保する上で、優先して取り組むべき課題とされてきたものと理解している。 よって、生命保険会社各社は、標準責任準備金制度の下、健全性確保の観点から責任準備金の充実に取り組んできた中であって、標準責任準備金を達成するインセンティブが阻害されることがない枠組みとすべきであり、また、技術的な面も含めて今後検討していただきたい。	今回の改正において、「保険料積立金等余剰部分」につきマージン算入制限を設けた趣旨は、現行のロックイン方式の標準責任準備金制度を前提に、ソルベンシー・マージン比率の信頼性向上を図ったことにあります。すなわち、現行のロックイン方式の標準責任準備金制度の下で、全期チルメル式積立金（又は解約返戻金のいずれか大きい額）を超える「保険料積立金等余剰部分」については、全期チルメル式積立金を前提とすれば、一定の損失吸収能力があることは事実ですが、標準責任準備金制度の下では、あくまで負債の一部であり、無制限にマージン算入を認めることは、適当ではないと考えます。こうしたことから、今般の見直し案では、「保険料積立金等余剰部分」につき、負債性資本調達手段等とあわせ、コア・マージンまでとする算入制限を設けたところです。 また、標準責任準備金制度はあくまで法令及び監督指針において義務付けられているものであり、インセンティブの有無に拘らず、同制度は遵守すべきものと考えます。
6	告示第一条第四項	その他有価証券評価差損自体がマージンとして	算入制限の前提となる中核的支払余力（コア・マー

		算入される一方、コア・マージンにも含まれることで、算入制限に抵触した場合には、重複してマージンから減算されることとなり、過度に保守的であると考えられる。	ジン）は、純資産及び内部留保的性格の強い諸準備金等により構成されます。「その他有価証券評価差損」については、会計上の純資産からも控除されることから、中核的支払余力から控除する扱いとしました。
7	告示第一条第四項	保険料積立金等余剰部分のうち、「①法令上求められている水準（標準責任準備金に保険計理人指摘による追加責任準備金を加えた水準）を超過する積立」は、保険会社独自の判断に基づいて行ったものであり、健全性向上に資する取組みです。当該部分について算入制限を行わず、マージン算入できるよう、例えば以下のようにすることができないか、改めて検討をお願いいたします。 例１：①について、中核的支払余力に算入する 例２：①について、算入制限から除外する 例３：①について、新制度施行後の一定期間においてマージン算入を認め、算入できる金額を段階的に引き下げていくなどの経過措置を認める（保険料積立金等余剰部分が全額マージン算入される現行の制度下で、各社判断として①の積立を開始したことへの対応）	今回の改正では、「①法令上求められている水準（標準責任準備金に保険計理人指摘による追加責任準備金を加えた水準）を超過する積立」は、保険会社独自の判断に基づいて行ったものとはいえ、負債の一部であり、無制限にマージン算入を認めることは、適当ではないと考え、算入制限を行いました。 従って、「保険料等余剰部分」の一部である「①法令上求められている水準（標準責任準備金に保険計理人指摘による追加責任準備金を加えた水準）を超過する積立」の部分について、例１（中核的支払余力に算入すること）や、例２（算入制限から除外すること）は行うべきではないと考えます。また、例３の経過措置につきましては、今回の改正では、施行から実施（早期是正措置の指標としての適用を開始）まで２年間近い期間を空けていることから、さらに経過措置を設ける必要はないものと考えます。
8	告示第一条第四項	責任準備金のうち解約返戻金相当額を超える額をさらに細分化すると、次の三つの部分に分離することができると思われます。	今回の改正において、「保険料積立金等余剰部分」につきマージン算入制限を設けた趣旨は、現行のロックイン方式の標準責任準備金制度を前提に、ソルベンシ

	(i) 保険計理人の指摘等に基づき、債務履行に不可欠とされた部分 (ii) 保険計理人の指摘等を待たずに会社が健全性の向上等のために責任準備金計算基礎率を変更して積み増した部分 (iii) 標準責任準備金（対象外は平準純保険料式責任準備金）のうち、解約返戻金相当額を超える部分 (iii)の部分については、以下のとおり、中核的支払余力に含めるべきと考えます。 当該部分の取崩は、責任準備金の積立方法に関する算方書の改定認可が必要であることから、通常は取崩の容易なマージンを全て取崩した後に実施されるものと思われます。 昨今の複数の事例において、当該部分は会社の破綻に伴う資産価値の毀損の填補に充てられており、この一面だけを捉えると、当該部分はあたかも会社清算時にしか機能しない手段と貴庁はお考えになるかもしれません。 しかしながら、経営状態の悪化が一時的要因によるもので、他のマージンを取崩した上で更に当該部分を取崩すことにより経営状態の改善が見込み得	ー・マージン比率の信頼性向上を図ったことにあります。すなわち、現行のロックイン方式の標準責任準備金制度の下で、全期チルメル式積立金（又は解約返戻金のいずれか大きい額）を超える「保険料積立金等余剰部分」については、全期チルメル式積立金を前提とすれば、一定の損失吸収能力があることは事実ですが、標準責任準備金制度の下では、あくまで負債の一部であり、無制限にマージン算入を認めることは、適当ではないと考えます。こうしたことから、今般の見直し案では、「保険料積立金等余剰部分」につき、負債性資本調達手段等とあわせ、コア・マージンまでとする算入制限を設けたところです。 なお、御指摘の（iii）の部分についても、保険料積立金等余剰部分の一部として負債計上しているので、中核的支払余力に含めずに、上記と同様に算入制限することが適当です。
--	---	--

		るものであれば、責任準備金の積立方法の変更による責任準備金の取崩は契約者の損失回避となり契約者保護の観点から選択し得る手段の一つと考えられます。 このような経営状態の一時的な悪化の例として、首都圏直下型の巨大地震が起きた場合に想定される巨額の保険金支払の発生および経済・金融の混乱による保有資産価値の毀損が考えられます。このような場合は多くの会社で責任準備金の積立方法の変更による責任準備金の取崩が必要になる可能性があります。 以上のように、(iii)の部分は、会社清算時の資産価値の毀損の填補のためだけではなく、通常の予測を超える危険に対応する機能も有していると考えられることから、生命保険会社の中核的支払余力を構成する一要素であると考えます。	
9	告示第一条第四項	現行法令における標準責任準備金制度の下、指定積立方式および基礎率には黙示的なマージンが含まれていることや、日本の標準責任準備金が米国の法定責任準備金と比較して十二分に保守的な水準となっていること、また平成 19 年 4 月 3 日付「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」（ソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する）	今回の改正においては、「保険料積立金等余剰部分」につきマージン算入制限を設けた趣旨は、現行のロックイン方式の標準責任準備金制度を前提に、ソルベンシー・マージン比率の信頼性向上を図ったことにあります。すなわち、現行のロックイン方式の標準責任準備金制度の下で、全期チルメル式積立金（又は解約返戻金のいずれか大きい額）を超える「保険料積立金等

		る検討チーム）と題された報告書によれば、解約返戻金超過分のマージン算入については許容されとの意見が大勢を占めていると総括していることなどに鑑み、算入制限を設けることは、標準責任準備金の積立を達成し、健全な財務基盤を確保するというこれまでの方向性と不整合であり、また、本来のマージンを過小に評価することにもなり得ます。つきましては、ソルベンシー・マージン比率が、標準責任準備金制度と並び、財務の健全性を監督する上で非常に重要な指標であるとともに、経営活動にも影響を与える重要な指標との認識から、算入制限を設けることに関して再度の検討をお願いしたい。	余剰部分」については、全期チルメル式積立金を前提とすれば、一定の損失吸収能力があることは事実ですが、標準責任準備金制度の下では、あくまで負債の一部であり、無制限にマージン算入を認めることは、適当ではないと考えます。こうしたことから、今般の見直し案では、「保険料積立金等余剰部分」につき、負債性資本調達手段等とあわせ、コア・マージンまでとする算入制限を設けたところですので、原案通りとします。
将来利益			
10	告示第一条	有配当保険は、契約者の実質保険料の軽減を図るものであり、健全性の面でも優れていることに加え、減配によってリスクを削減できる機能を有している。現行基準は、過去の実績のうち保守的なものを用いており、将来利益をマージンに不算入とすることは適切でない。	将来利益については、現行のロックイン方式のソルベンシー評価においては、過去に計上した配当準備金繰入額の実績に基づき算出されており、当期赤字の場合であっても計上されていることから、マージン性が必ずしも高いとはいえません。従いまして、現行のロックイン方式のソルベンシー評価の枠組みにおけるソルベンシー・マージン比率の信頼性の向上という今回の改正の趣旨に鑑みて、全額不算入とします。 ただし、今後の経済価値ベースのソルベンシー評価の導入の検討の中で、その取扱いについて、改めて検討

			することとします。
2. 通常の予測を超える危険に対応する額			
巨大災害リスク相当額			
11	告示別表第五	自動車保険の地震災害リスクは、係数算定時と直近で状況が大きく乖離していることから、一般保険リスク等と同様に、その係数等を直近データ・商品内容に基づくものに見直すべきではないか。検討にあたっては、直近データへの入替が技術的に容易であること、現行のリスク評価が過大となっており引受方針にも影響があることなどを踏まえていただくよう願います。	御指摘の点につきましては、直近データとしてどのようなものが入手可能か、どのように係数算定に反映すべきか、等も含め、引き続き検討していくこととします。
予定利率リスク相当額			
12	告示第二条第三項	予定利率リスクの分散投資効果については、『ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)』及び『ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子(案)』に寄せられた意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方」において、「各保険会社のポートフォリオや資産の状況を反映した収益率を用いることについては、今後、引き続き検討していくこととします。」とされているが、ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、各社の実情がより反映されるような精緻化を早期に実現していただきたい。	予定利率リスクのリスク係数について、各保険会社のポートフォリオや資産の状況を反映した収益率を用いることについては、今後、引き続き検討していくこととします。

最低保証リスク相当額			
13	告示別表第六の二	別表第六の二には、リスク対象資産別の下落率が定義されている。このリスク対象資産のどの区分にも該当しないものとして、ボラティリティの水準の認可を受けた資産はどのような下落率を使用するのか教えて頂きたい。	標準方式による最低保証リスク相当額の計算におけるリスク対象資産の分類については、価格変動等リスクにおけるリスク対象資産の分類と同様の扱いとします。
14	告示別表第六の二、Ⅱ. 1.(1)イ.①	告示案別表第六の二、Ⅱ. 1.(1)イ.①につきまして、「別表第七の二の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額」の計上対象は、最低保証リスクに対するリスク減殺等を目的としてヘッジを行っている場合のデリバティブ取引でありかつ、別表第六の二、Ⅱ. 3「ヘッジによるリスク減殺の取扱い」に記載の要件を満たすものという理解で正しいかについて、ご教示いただきたく存じます。	リスクの減殺のためのデリバティブ取引であって、最低保証リスクを減殺する目的のものについては、別表第六の二Ⅱ3「ヘッジによるリスク減殺の取扱い」の要件により減殺の有効性を判断することとします。
15	告示案別表第六の二、 Ⅱ. 1.(1)	告示案別表第六の二、Ⅱ. 1.(1)につきまして、最低保証リスクに対するリスク減殺を目的としてデリバティブ等によるヘッジ取引を行なっている場合、リスク対象資産から当該デリバティブ取引残高を控除するのではなく、最低保証リスク算出と同様の資産価格の下落幅を用いて、当該下落が生じたとして計算される当該デリバティブ取引の価値増加額を減殺額とする方法等が望ましいと考えま	貴重なご意見としてうけたまわります。最低保証リスク相当額に計算において、最低保証リスクに対するリスク減殺を目的としてデリバティブ等によるヘッジ取引を行なっている場合に、最低保証リスク算出と同様の資産価格の下落幅を用いて、当該下落が生じたとして計算される当該デリバティブ取引の価値増加額を減殺額とする方法等については、今後の経済価値ベースのソルベンシー評価の導入の検討の中で検討するこ

		す。例えば、有期で最低死亡保険金保証をしている変額年金保険契約の場合、最低保証リスクヘッジを目的としたデリバティブ取引残高は、当該保険契約の保険期間内の死亡キャッシュ・フローの合計と同等となるが、これは通常、リスク対象資産に比して小額となる。この場合、告示案別表第六の二、Ⅱ．１．（１）に則って最低保証リスク相当額を算出すると、リスクが適正に評価されない恐れがあるため。	とします。
16	告示別表第六の二、Ⅱ． １．（１）イ	告示案別表第六の二、Ⅱ．１．（１）イにつきまして、原則として法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された商品区分ごとに算出するとされていますが、個別契約ごとに算出することも許容されるかについて、確認させていただきたく存じます。複数勘定型商品の場合、契約ごとに対象資産が異なり、契約毎のボラティリティ等に基づき最低保証に係る責任準備金の算出を行っているため。	最低保証リスク相当額の計算のうち標準的方式においては、資産価格下落後の責任準備金を、原則として法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された商品区分ごとに算出することとしておりますが、この方法と同等以上の精度の計算となるのであれば、例えば個別契約ごとに算出することも許容することとします。
17	告示別表第六の二、Ⅱ． ３	告示案別表第六の二、Ⅱ．３「ヘッジによるリスク減殺の取扱い」における最低保証リスク減殺が認められる要件につきまして、告示案別表第七備考４における価格変動等リスク相当額のヘッジ減殺が認められる要件と整合的な記載にすることが望ましいと考えます。	今回の改正においては、従来、価格変動等リスクを減殺する目的のデリバティブ取引について、減殺の有効性を全く判断されていなかったことから、有効性を判断する仕組みを導入しました。ご指摘のとおり、価格変動等リスクを減殺する目的のデリバティブ取引についての減殺の有効性の判断要件は、必ずしも最低保

		価格変動リスク等相当額および最低保証リスク相当額は、いずれも、保有する有価証券等または特別勘定に属する財産等の、通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険を示す。したがって、両者のヘッジ手段およびその効果に大きな区別はなく、その有効性評価は同等となるべきと考えられるため。	証リスクについてのものと整合的ではありませんが、これをより精緻なものとしていくことについては、今後の経済価値ベースのソルベンシー評価の導入の検討の中で検討することとします。
価格変動等リスク相当額			
18	告示別表第七	外国優先出資証券について、『ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)』及び『ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子(案)』に寄せられた意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方（以下「金融庁の考え方」）No. 82 では、「外国法人発行の円建優先出資証券のリスク係数については、国内株式と外国株式のいずれか高い方を用いることとしますが、当該証券は外国株式であり、かつ円建であることから、外国株式（現地通貨ベース）の係数を適用できる」とあるため、外国株式のリスク係数 10%を適用することでよい。	「金融庁の考え方」No. 82 では、「外国法人発行の円建優先出資証券のリスク係数については、国内株式と外国株式のいずれか高い方を用いることとしますが、当該証券は外国株式であり、かつ円建であることから、外国株式（現地通貨ベース）の係数を適用できる」としていますが、外国法人発行の円建優先出資証券については、その実態に照らして、外国株式と判断できる場合には、外国株式のリスク係数 10%を用いることとします。
19	告示別表第七	別表第七の「為替リスクを含むもの」には、外貨建資産の未収金・未収利息・仮払金、外貨建負債の未払金・仮受金も含むのか確認したい。	別表第七の「為替リスクを含むもの」については、価格変動等リスクに係る「為替リスクを含むもの」であり、「外貨建資産の未収金・未収利息・仮払金、外貨建負債の未払金・仮受金」については、その実態に照

			らして、価格変動等リスクがないと考えられるものについては対象外とします。
20	告示別表第七備考2	価格変動等リスクに関し、別表第七の備考2.において、邦貨建の満期保有目的債券は当該リスクの対象外とされるとあります。 外貨建負債に対応する外貨建の満期保有目的債券についても、邦貨建の満期保有目的債券と同様に債券の保有期間にわたり価格変動リスクに晒されないこと及び外貨建負債に対応するため為替リスクにも晒されないことから、邦貨建と同様に当該リスクの対象外とされますようお願いいたします。	貴重なご意見としてうけたまわります。外貨建負債に対応する外貨建の満期保有目的債券の取扱いについては、今後の経済価値ベースのソルベンシー評価の導入の検討の中で検討することとします。
21	告示別表第七	一般に、資産・負債のマッチング運用で金利リスク軽減が図られている場合、価格変動等リスクを減じる等の配慮が必要だと考えるので、外貨建保険負債との対応関係が明確な外貨建満期保有目的債券に関しても価格変動等リスクの対象外にすべきである。	貴重なご意見としてうけたまわります。外貨建負債に対応する外貨建の満期保有目的債券の取扱いについては、今後の経済価値ベースのソルベンシー評価の導入の検討の中で検討することとします。
22	告示別表第七備考4	先般公表された「「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」等に対する意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方」のNo. 97の金融庁の考え方では、「デリバティブの取引高をリスク対象資産の額から控除するための、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係の明確化について、ヘッジ対象	デリバティブの取引高をリスク対象資産の額から控除するための、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係の明確化における「ポートフォリオ単位（包括ヘッジ）」でのヘッジ対象の特定については、引き続き検討した結果、ヘッジの有効性の確認を前提として、適切な対応関係が明確なものをリスク対象資産の額からの控除

		の特定は「個別銘柄単位」だけでなく、「ポートフォリオ単位（包括ヘッジ）」での特定を導入することについては、今後、引き続き検討していくこととします。」とされています。生命保険会社のデリバティブ取引によるリスクヘッジの実態や最低保証リスクのヘッジによるリスク減殺について包括ヘッジが認められていることを踏まえ、「ポートフォリオ単位（包括ヘッジ）」で対応関係が特定されたものについてもリスク対象資産の額から控除することを検討お願いいたします。	することを認めることとします。
23	告示別表第七備考 4	「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）」等に対する意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方」No. 97 では、ヘッジ対象の特定について、『個別銘柄単位』だけでなく、『ポートフォリオ単位（包括ヘッジ）』での特定を導入することについては、今後引き続き検討」とコメントがあるが、「平成 8 年大蔵省告示第 50 号の一部改正案」（以下「告示 50 号改正案」）においては、「デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合には、ヘッジの有効性が確認された場合、リスク対象資産の額からリスク控除する」と記載されていることから、株価指数先物取引は、ヘッジの有効性の確認を前提として、リスク対象資産の額から控除すべき別	デリバティブの取引高をリスク対象資産の額から控除するための、ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係の明確化における「ポートフォリオ単位（包括ヘッジ）」でのヘッジ対象の特定については、引き続き検討した結果、ヘッジの有効性の確認を前提として、適切な対応関係が明確なものをリスク対象資産の額からの控除することを認めることとします。

		表第七の二の対象取引残高として考えるがよいか。	
24	告示別表第七備考 4	次の 2 点について別表第 7 備考 4 記載の「次の(1)から(4)までの全ての要件を満たす場合等」に含まれることを確認したい。 ①当該デリバティブ取引がヘッジ会計の対象となっている場合 ②別表第 7 備考 4(1)から(4)に規定する条件には完全に一致はしない場合であったとしても、(取締役会ではない)取締役会等の定める(リスク管理方針以外の)社内規定に従うものである場合	価格変動等リスクを減殺する目的のデリバティブ取引のヘッジの有効性については、告示別表第 7 備考 4 の(1)から(4)までの要件を満たす場合等に必要があります。ご質問の①については、ヘッジ会計の対象となっている場合であっても、(1)から(4)を満たすとは限りませんので、(1)から(4)を満たすかどうかについて、その実態に照らして判断することとなります。ご質問の②についても、(1)から(4)を満たすかどうかについて、その実態に照らして判断することとなります。例えば、(取締役会ではない)取締役会等の定める(リスク管理方針以外の)社内規定に従うものであるために(1)から(4)を満たさないが、実態的には満たすと考えられる場合には、(1)から(4)を満たしていると判断してよいものとします。
25	告示別表第七備考 4. (4)ハ	「為替リスクを含むもの」の「リスク対象資産に対応するヘッジ手段としてのデリバティブ取引」に「通貨スワップ」を加えてはどうか。 また、「資産、負債の種類に関らず、ヘッジ対象と同一通貨の先物為替予約・通貨オプションでヘッジを行っている場合。」となっているが、「先物為替予約・通貨オプション」に加え、「通貨スワップ」でヘッジを行っている場合も有効性の確認を省略	貴重なご意見としてうけたまわります。「為替リスクを含むもの」の「リスク対象資産に対応するヘッジ手段としてのデリバティブ取引」に「通貨スワップ」を加えることについては、今後の経済価値ベースのソルベンシー評価の導入の検討の中で検討することとします。

		できるよう修正してはどうか。	
26	告示別表第七備考4. (4)	告示案別表7備考4.(4)におけるβ値の算出につきまして、取得可能な月次データが六十月に満たない場合も想定されるため、「(原則、直近の資産構成割合に基づく過去六十月の月次データ)」等の表現とするのが望ましいと考えます。 例えば、ヘッジ対象資産を投資信託とする場合、当該投資信託の設定が六十月未満であることも想定されるため。	「原則、」を設ける修正は不要と考えます。ただし、例えば、ヘッジ対象資産を投資信託とする場合に当該投資信託の設定が六十月未満である場合など、六十月のデータの取得が不可能な場合には、必ずしも六十月のデータの取得を必要とするものではありません。
27	告示別表第七備考5	別表第七備考5に記載の「責任準備金対応債券」は、「保険業における『責任準備金対応債券』に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会 業種別監査委員監査委員会報告第21号)における「責任準備金対応債券」の要件を満たすものが該当するとの理解でよいか。	貴見のとおりです。

28	告示別表第七の二	株式の先渡契約は、店頭と上場の違いを除けば先物取引と同じヘッジ効果を有している。特に、個別株式を原資産とする場合は、先渡契約と原資産の価格変動は同一であり、ヘッジ会計の適用も可能であるため、リスク相殺の効果が高い。 そのため、「告示 50 号改正案」別表第七の二の「リスク対象資産に対応するヘッジ手段としてのデリバティブ取引」における「先物取引(売建)」には先渡契約も当然に含まれると考えるがよい。 なお、同表の「為替リスクを含むもの」については、先渡契約である為替予約が明示されている。	株式の先渡契約については、ヘッジの有効性の確認を前提として、「告示 50 号改正案」別表第七の二の「リスク対象資産に対応するヘッジ手段としてのデリバティブ取引」における「先物取引(売建)」に含まれます。
信用リスク相当額			
29	告示別表第八備考 5	別表第八備考 5 において「証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし」とあるが、例えば、CMB S のように主に不動産を原資産とした証券化商品については、「貸付金、債券及び預貯金」と同じ取扱いとの理解でよい。	証券化商品の原資産については、「主に金融資産」としましたが、仮に不動産を原資産とした場合であっても、実態に照らして、証券化商品の定義に合致するものであれば、証券化商品として取り扱うこととします。
30	告示別表第八備考 5	証券化商品の定義については、「告示 50 号改正案」において、「主に金融資産を原資産」と記載があるが、金融資産の範疇には不動産は含まないと考えがよい。	証券化商品の原資産については、「主に金融資産」としましたが、仮に不動産を原資産とした場合であっても、実態に照らして、証券化商品の定義に合致するものであれば、証券化商品として取り扱うこととします。
31	告示別表第八備考 5	「証券化商品」の定義として、「主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣	証券化商品の原資産については、「主に金融資産」としましたが、仮に不動産を原資産とした場合であって

		後構造に階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する仕組みに係る権利をいう。」との定義付けがなされている。この定義によった場合、金銭債権や有価証券等を原資産とする証券化は証券化商品に該当する一方、不動産証券化に係るエクスポージャーは証券化商品に該当しないようにも読める。保険会社が有する不動産証券化に係るエクスポージャーの信用リスク相当額算定上の扱いを明確にすべき。	も、実態に照らして、証券化商品の定義に合致するものであれば、証券化商品として取り扱うこととします。
32	告示別表第八備考5	証券化商品は、別表第八の5. において下記のように定義されております。 「証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する仕組みに係る権利をいう（後略）」 不動産を原資産とする特定社債については、下記の3つの理由から証券化商品に該当しないものと認識しておりますがこれで良いか確認をお願いいたします。 1. 原資産は不動産そのものであり、金融資産（現	証券化商品の原資産については、「主に金融資産」としましたが、仮に不動産を原資産とした場合であっても、実態に照らして、証券化商品の定義に合致するものであれば、証券化商品として取り扱うこととします。

		預金、有価証券、貸付金等）とは異なること。 2. 原資産に係るリスクは主に（信用リスクではなく）不動産リスク（注）であること。 （注）不動産リスクは主に、立地条件や震災等の災害に係わる物理的なリスク、法改正のリスク、土地等の使用目的から生じる事業特性リスクから構成されます。 3. 当社保有の特定社債は実質的にはノンリコース・ローンであること。 本来ノンリコース・ローン（非遡及型貸付）の形態を採るべきところ、借入人が特別目的会社であったため、特定社債の購入の形態としてだけで、実質的にはノンリコース・ローンであります。	
33	告示別表第八備考5（3）	別表第8備考5において、証券化商品から除くこととされている（3）「その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券」には、公的目的の資金調達のために発行される米国の地方債である特定財源債や、プロジェクト・ファイナンスのために発行される債券であるプロジェクト・ファイナンス債が含まれることを確認したい。	別表第8備考5において証券化商品から除くこととされている（3）「その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券」という要件の判断については、 ○ 「公共性が高い」ことについては、発行体が国や地方自治体等であることや、発行の理由となった事業が公共の目的としていることにより判断 ○ 「安定したキャッシュフローが見込まれる」ことについては、実態に照らして判断 ということとします。したがって、例えば、公的目的

			の資金調達のために発行される米国の地方債である特定財源債や、公共目的のプロジェクト・ファイナンスのために発行されるプロジェクト・ファイナンス債については、安定したキャッシュフローが見込まれることが実態に照らして判断される場合には、別表第8備考5において、証券化商品から除くこととされている (3)「その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券」に含まれます。
34	告示別表第九	証券化商品の信用リスクについては、格付ごとにランク分けされることとなるが、証券化商品以外の信用リスクのランク2には、 2-(g) 有価証券、不動産等を担保とする与信という項目がある。 証券化商品のうち、ローン形態のものについては、個別に抵当権を設定しているケースもあり、証券化商品の信用リスクのランクにおいても、このようなローン債権については、格付がBB以下であってもランク2としての取扱ができるということによいか。	告示別表第9の適用については、当該リスク対象資産が、「貸付金、債券、預貯金及び短資取引」か「証券化商品及び再証券化商品」かのいずれに該当するかにより分類し、その分類に応じて、それぞれのランク1からランク4の区分を用いることとしています。
35	告示別表第八備考6	2009年7月にバーゼル銀行監督委員会が公表した「バーゼルⅡの枠組みの強化」において、「再証券化エクスポージャーとは、複数の原資産となるエ	「単一または複数の再証券化エクスポージャーを原資産とする証券化エクスポージャー」は、実態に照らして、再証券化エクスポージャーに該当するかどうか

		クスポートジャーによって構成されるプールによって裏付けられており、関連するリスクが階層分けされているものであって、複数の原資産中一つ以上が証券化エクスポージャーであるものをいう。これに加えて、単一または複数の再証券化エクスポージャーを原資産とする証券化エクスポージャーも再証券化エクスポージャーとする。」と定義されていることを踏まえれば、「再証券化商品とは、複数の原資産の裏付けられる証券化商品のうち、原資産の一つ以上の証券化商品を含むものならびに一つの上原資産に裏付けられる証券化商品であって当該原資産が再証券化商品であるものをいう。」と定義すべきではないか。	判断することとします。なお、2009 年 7 月にバーゼル銀行監督委員会が公表した「バーゼルⅡの枠組みの強化」や、国際的な議論等については、今後の経済価値ベースのソルベンシー評価の導入の検討においても、注視していくべきと考えております。
36	告示別表第八備考 6	単一の証券化商品を優先劣後構造によって分割しただけの証券化商品については、リスク特性の観点からは当初より複数層に分割されている一次証券化商品と何ら変わるところはないので、再証券化商品にはあたらないという理解でよい。	単一の証券化商品を優先劣後構造によって分割しただけの証券化商品は、実態に照らして、再証券化商品に該当するかどうかについて判断することとします。
37	告示別表第八備考 6	保険会社は主に中長期での満期保有を前提とした証券化商品の投資を行っており、投資期間中に規制強化が行われることは保険会社にとって予想しない追加負担になると考えられる。この点、金融情勢が厳しく不安定な環境下において、保険会社の投	今回の改正では、公布から施行まで 2 年間近い期間を空けていることから、さらに猶予措置を設ける必要はないものと考えます。

		資行動を過度に萎縮させることがないように、再証券化に文言上該当する場合であっても、当面の間（例えば、長期国債と同様の 10 年程度の期間）については、通常の証券化商品と同様の取扱いを認めていただくような十分な猶予期間の御検討をお願いしたい。	
38	規則第八十七条第一項第三項ホ	CDS を内包するクレジットリンクローンは、資産の形態が貸付金であり、貸借対照表上でも貸付金として計上していることから、CDS としての信用スプレッドリスクではなく、貸付金としての信用リスクで計上するものとするがよい。	当該資産が、CDS に該当するのか、貸付金に該当するのかについては、実態に照らして判断することとします。
39	規則第八十七条第一項第三項ホ	CDS を内包する CDO は、優先劣後構造があるなど、証券化商品と位置づけられるものについては、CDS としての信用スプレッドリスクではなく、証券化商品としての信用リスクで計上するものとするがよい。	当該資産が、CDS に該当するのか、証券化商品に該当するのかについては、実態に照らして判断することとします。
40	別表第八備考 11	告示案別表第 8 備考 11 に記載されている証券化商品の商品内容の把握が十分でないと判断する基準について、より具体的な判断基準を示していただけないか。	告示案別表第 8 備考 11 における証券化商品の商品内容の把握が十分でないと判断する基準については、様々な形態の証券化商品が存在することから、当該基準の適用については、当該証券化商品の商品把握における実態に照らして、各社が適切に判断することとします。
デリバティブ取引リスク相当額			

41	告示別表第十一	平成 8 年大蔵省告示第 50 号案(以下告示案)第二条第八項第二号につきまして、別表第十一に掲げる取引以外のオプション権の取得(例えば、コール・オプションの買建、金利スワップションの買建等)は、オプション取引に係るリスク相当額の対象外、またはリスク係数が 0 という理解で正しいかについて、ご教示いただきたく存じます。	告示案第二条第八項第二号について、別表第 11 に掲げる取引以外のオプション権の取引については、オプション取引に係るリスク相当額の対象外とします。
3. 保険計理人による確認			
42	規則第七十九条の二	平成 11 年 1 月 13 日金融監督庁・大蔵省告示第 3 号により、「保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準は、次の算式により得られる比率について、200%以上とする」と定められていることから、保険計理人は、保険業法施行規則第 80 条第 3 号の 2 に掲げる基準及び実務基準に基づき、「ソルベンシー・マージン比率が 200%以上であること」を確認するという理解でよい。	保険計理人は、ソルベンシー・マージン比率の分子(マージン)及び分母(リスク)が、保険数理に基づき適当かどうかを踏まえ、ソルベンシー・マージン比率が 200%以上であることを確認することとします。
43	規則第七十九条の二	早期是正措置の発動基準としての新基準の適用が平成 24 年 3 月末であることを踏まえると、保険計理人が新基準に基づいて意見書を取締役会に提出する時期もこれと平仄を合わせることが必要と考えており、保険計理人が「保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか」の確認を行うにあたっては、保険計理人の実務	保険計理人が「保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか」の確認を行うにあたっての日程等については、保険計理人の実務の実態を考慮しつつ、日本アクチュアリー会等と十分協議の上で設定することとします。

		の実態を考慮して、その日程等を設定いただけないか。	
44	規則第七十九条の二	平成22年度決算において併記開示を行なう際には、保険計理人の確認は不要との理解でよいか。	平成22年度決算における併記開示を行なう際の保険計理人の確認の取扱いについては、日本アクチュアリー会等と十分協議することとします。
4. その他			
45		ソルベンシー・マージン基準の見直しに際しては、資産運用方針をはじめとした生命保険会社各社の経営行動への影響も生じうることから、生命保険会社の機関投資家としての役割や昨今の市場環境等を踏まえたご検討をいただくようお願いしたい。 また、今回の短期的な見直しの内容の周知にあたっては、比率の低下が各社の実質的な財務内容の低下と消費者から誤解されないような配慮を引き続きお願いしたい。	今回の改正については、一般的には、SM比率は相当程度低下すると見込まれますが、あくまで基準の見直しであって、保険会社の財務内容の実態が悪化したわけではないことに留意する必要がある、こうした点について契約者や市場へ十分周知するため、実施までに十分な期間を置きました。
46		現行のソルベンシー・マージン比率算出基準から、今回提示されている新基準への1年間の移行期間中、消費者に混乱をきたす可能性があります。消費者利益の観点から、現行基準によるソルベンシー・マージン比率と新基準によるソルベンシー・マージン比率が等価であることを理解してもらうため、金融庁において積極的に一般への周知・啓発活動を行っていただくことが有益であると考えます。	今回の改正については、一般的には、SM比率は相当程度低下すると見込まれますが、あくまで基準の見直しであって、保険会社の財務内容の実態が悪化したわけではないことに留意する必要がある、こうした点について契約者や市場へ十分周知するため、実施までに十分な期間を置きました。

47		今回の見直しは、中期的に目指している「経済価値ベースでのソルベンシー評価」を導入前に実施する、現行の枠組みを維持しながら改定する短期的な見直しであるため、同日公表された「ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子（案）・改定骨子（案）に寄せられた意見に対する当局の考え方等」にも公表されているとおり、課題はあるもののソルベンシー・マージン比率の信頼性が向上するものと考えます。	貴重なご意見としてうけたまわります。
----	--	--	---------------------------

※本表における規則とは「保険業法施行規則」をいい、告示とは「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の見込みを超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）」をいう。

※該当箇所は、パブリックコメント時に公表した「保険業法施行規則の一部改正（案）」及び「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の見込みを超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年大蔵省告示第五十号）」の一部改正（案）」における箇所を指す。